

# 長春市領事出張サービス(6月21日(水))のお知らせ

## 在瀋陽日本国総領事館

当館では、吉林省に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、**2017年6月21日(水)**、以下のとおり領事出張サービスを実施します。是非この機会に領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

なお、領事サービスの利用は事前予約制とさせていただきますので、利用を希望される方は、5. 照会先までご連絡下さい。

1. 日時:	<b>2017年6月21日(水) 10:30~14:30</b>
2. 場所:	長春金安大飯店内会議室 吉林省長春市新華路499号 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:(0431)8583-8888(金安大飯店 代表)
3. 取扱 業務:	<p><b>(1) 在外選挙の申請</b></p> <p>海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。</p> <p>申請のためには、本人確認のため<b>日本国旅券の提示</b>が必要です。</p> <p>旅券が提示できない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>(運転免許証、就業証等)をお持ちください。</p> <p>なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下のホームページにてご確認ください。</p> <p>在外選挙:<a href="http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#senkyo">http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#senkyo</a></p> <p><b>(2) 在留届、変更届及び帰国届の届出</b></p> <p>外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、<b>在留届の提出</b>が義務づけられています。</p> <p>また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は<b>変更届</b>、帰国予定の方は<b>帰国届</b>の提出が必要です。</p>

### (3) 旅券の申請、交付

当日旅券の**申請**をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

当日旅券の**交付**をご希望の方は、事前の申請が必要となります。詳しくは、**6月13日(火)までに当館領事担当(内線6123/6124)**までお電話のうえ、ご確認ください。

必要書類等は、以下の当館ホームページでもご案内しております。

旅券申請：<http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/index.htm#d>

### (4) 各種証明書の申請、交付(在留証明、署名証明、出生証明、婚姻証明等)

当日証明書の**申請**をされる方は、後日、自己負担による郵送もしくは、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

当日証明書の**交付**をご希望の方は、事前の申請が必要となります。詳しくは、**6月13日(火)までに当館領事担当(内線6123/6124)**までお電話のうえ、ご確認ください。

各種証明書の申請に必要な書類は、以下の当館ホームページでもご案内しております。

証明申請：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_05.htm#syomei](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#syomei)

### (5) 戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事・査証班までお問い合わせください。

届出：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_05.htm#todokede](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#todokede)

### (6) その他各種相談など

事前にご連絡いただいた保護者の方には、小・中学生の教科書の配布も可能ですので、あらかじめ当館領事・査証班までご相談ください。

#### 4. 注意点:

(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため**日本国旅券**を持参ください。

なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した**顔写真付きの身分証明書**(運転免許証、就業証等)を必ずお持ちください。

(2) 旅券、証明書の**手数料**は、以下のとおりです。

手数料：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_13.htm](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_13.htm)

**現金(人民币)**のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は**釣り銭が生じないようあらかじめご用意ください。**

<b>5. 照会先:</b>	<b>在瀋陽日本国総領事館 領事担当</b> 【代表電話】:024-2322-7490 (内線 6123/6124) (電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15) 【FAX】:024-2385-2430 【電子メール】: <a href="mailto:ryoji@ya.mofa.go.jp">ryoji@ya.mofa.go.jp</a> 【所在地】:〒110003 遼寧省瀋陽市和平区十四緯路50号 【郵便物宛先】:在瀋陽日本国総領事館 領事担当
----------------	--